

第34回 DAAS運営委員会 議事

□日 時: 2017年6月12日(月) 15:00~17:00(予定)

□場 所: 公益財団法人 建築技術教育普及センター内 第4会議室  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-6(紀尾井町パークビル3F)  
TEL:050-3786-0568(DAAS 事務局)

□ 議 事:

[報告事項]

総会資料・及び理事会資料の承認

□ 配布資料:

総会資料 一式  
理事会資料一式

□ 連絡事項:

DAAS 理事会・総会 2017年7月21日(金)14:00~16:00

# 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム

## 第5回 理事会

開催日時 2017年7月21日(金)午後2:00～午後3:30  
開催場所 都道府県会館 4階 410会議室

# 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(DAAS)

## 第5回理事会次第

開催日時:2017年7月21日(金)午後2:00～ 午後3:30

開催場所:都道府県会館 4階 410会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

議案1 役員選任の件(会長・理事長・副理事長)

資料1 第11期・第12期 役員名簿(案)

議案2 規約及び会費等規程改定の件

資料2 規約改定(案)

資料3 会費等規程 改定(案)

### 3 閉 会

議案1 役員選任の件  
(会長・理事長・副理事長)



建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
第11期・第12期 役員名簿

(順不同 敬称略)

■ 理事長

竺 覚暁 (金沢工業大学教授 金沢工業大学建築アーカイブス研究所所長 ※)

■ 副理事長

※浅野 宏 (公益財団法人 建築技術教育普及センター 理事長)

※古谷 誠章 (一般社団法人 日本建築学会 会長)

■ 監 事

※和田 勇 (一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長)

※橋本 公博 (一般財団法人 日本建築センター 理事長)

■ 理 事

押味 至一 (一般社団法人 日本建設業連合会 副会長)

三井所 清典 (公益社団法人 日本建築士会連合会 会長)

大内 達史 (一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)

隈 研吾 (建築家)

難波 和彦 (建築家)

古谷 誠章 (建築家)

六角 鬼丈 (建築家)

千鳥 義典 (株式会社 日本設計 取締役社長)

亀井 忠夫 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)

吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)

南川 陽信 (大和ハウス工業株式会社 執行役員 流通店舗事業推進部 設計施工推進部)

■ 会 長

榎 文彦 (建築家)

■ 顧 問

村井 純 (慶應義塾大学 環境情報学部長)

2016年10月改訂



## 議案2 規約及び会費等規程改定の件



制定 平成 18 年 12 月 4 日

改訂 平成 20 年 10 月 31 日(い)

改訂 平成 21 年 10 月 23 日(ろ)

改訂 平成 29 年 7 月 21 日(は)

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第 1 条 本会の名称は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(英語名 Digital Archives for Architectural Space consortium 略称:DAAS)とする。

#### (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。(い)

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

第 3 条 本会は、優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の情報を電子的に収集・保全、管理し、ネットワーク等を通じて広く国内外に提供するとともに、建築物等の情報センターとして専門家、学生、市民、企業、行政、美術館等をつなぎ、その参加を得て、ネットワーク上における情報交流及び建築教育支援プログラムの共同開発などの各種活動を行うことで、建築文化の発展に寄与し、我が国の建築物・諸施設の空間の質、デザインの向上及び良好な景観の形成等を図ることを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 優れた空間、景観を構成する建築物等の写真、図面、建築記録等の電子情報のアーカイブスの構築、管理
- (2) アーカイブスの収集情報を公開する Web サイト(以下、「DAAS ウェブ」という。)の作成及び運営
- (3) DAAS ウェブを活用した建築物等に関するネットワーク上での情報提供、情報交流
- (4) DAAS ウェブを活用した建築教育支援プログラム等の開発
- (5) 収集情報及び開発プログラム等の知的財産権管理及び関係権利者の権利の調整、仲介
- (6) 建築・空間デザイン等に係る各種調査、研究、講習会、展覧会等の企画・立案・実施
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

#### (知的財産権等)

第 5 条 前条各号の事業に伴うあらゆる知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

## 第2章 会員

### (種類)

第6条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1)企業会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる企業等法人
- (2)団体会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる公益法人等
- (3)学術・教育機関会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる学術機関、大学、専門学校等の教育機関
- (4)個人会員 本会の趣旨に賛同する、もしくは当該賛同のうえ本会の運営等に直接関わる個人
- (5)特別会員 本会の諸活動の功労者等であって、別途総会の決議により指定された法人、個人

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 会員が法人の場合は、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の指定代表者を変更した場合、すみやかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

### (入会金及び会費等)

第8条 第6条に定める各会員は、総会において別に定める入会金及び会費若しくは会費相当金(「会費等」という)を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産又は民事再生手続きの開始決定等があったとき
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。

この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 6ヶ月以上会費等を滞納したとき。
- (3) 会員個人の利益のみを目的として、本会の業務を不当に利用したとき
- (4) その他、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員、会長及び顧問

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30人以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、理事長1人を定めるものとし、副理事長2人以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、会員(法人の場合は指定代表者)の中から選任するものとする。ただし、理事のうち2名以内、監事1名を会員以外の者から選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会又は理事会に出席し意見を述べることができる。
  - (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員の所属する法人が指定代表者を変更した場合、変更後の指定代表者が前任者の任務を引き継ぐものとし、この際の任期は前任者の残任期間とする。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会長)

第 19 条 本会に会長を置くことができる。

- 2 会長は、特にこの法人に功労があった者のうちから、理事会において推戴する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じ、又理事長に対し意見を述べるることができる。
- 4 第 16 条から第 18 条までの規定は、会長について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

#### (顧問)

第 19 条の 2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する必要な事項について、理事会の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、役員に準ずる。
- 5 第 16 条から第 18 条までの規定は、顧問について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 総会

#### (種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) この規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任及び主な職務
- (7) 入会金及び会費等の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。)その他重要な義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、各事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

3 前各項による通常総会、臨時総会は、電磁的方法(電子メール)により開催することができるものとし、電磁的方法による場合の開催、定足数、議決等詳細については別に定める。(は)

(招集)

第 24 条 総会は第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、その権能の一部を運営委員会に委譲することができる。

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。なお、電磁的方法(電子メール)により開催することができるものとし、電磁的方法による場合の開催、定足数、議決等詳細については別に定める。(は)

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ

ったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(定足数等)

第 34 条 理事会には、第 25 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 35 条 本会は、理事会の下に運営委員会を置くほか、本会の目的達成に必要な事業を行うために、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第 36 条 運営委員会は、理事会から委譲を受けた事項について議決する他、本会の運営上必要な事項を審議する。

2 運営委員会は、理事が指定する者をもって構成する。

3 運営委員会の委員長は、理事長が指定する者がこれに当たる。

4 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(委員会の組織)

第 37 条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要があるときは学識経験者等を委員に委嘱することができる。

(委員会の運営)

第 38 条 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 39 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費等

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

#### (財産の種類)

第 39 条の 2 本会の財産は、これを基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成され、これを処分し、又は担保に供することはできない。

- (1)基本財産として寄附された財産
- (2)その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (財産の管理)

第 40 条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (費用の支弁)

第 41 条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第 43 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (暫定予算)

第 44 条 新事業年度の予算が総会の議決を経るまでの間、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに総会の議決を経た予算の収入及び支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

#### (長期借入金)

第 46 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、理事長が任免する事務局長を置く。(ろ)
- 3 事務局には専任および臨時の職員を置くことができる。(ろ)
- 4 事務局業務のうち必要に応じて一部あるいは全部を外部に委託することができる。(ろ)
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。(ろ)

### (備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第49条 この規約は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

### (解散及び合併)

第50条 本会は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経なければ、解散又は合併することができない。

### (残余財産の処分)

第51条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する他の公的団体に寄付するものとする。

## 第10章 補則

### (委任)

第52条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

1. この規約は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 本会の設立時の会員は、本会設立総会の承認を得た者とする。
3. 本会の事務所の所在地は、当分の間、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長の同意により変更することができる。
4. 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
6. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
7. 本会の設立発起人は、特段の申出が無い限り第 7 条第 2 項の規定に基づき入会したものとみなす。

#### 附則(い)

1. この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

#### 附則(ろ)

1. この改正は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

#### 附則(は)

1. この改正は、平成 xx 年 xx 月 xx 日から施行する。

制定 平成 18 年 12 月 4 日  
 改定 平成 20 年 10 月 31 日(い)  
 改定 平成 26 年 10 月 23 日(ろ)  
 改定 平成 29 年 7 月 21 日(は)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程 改定(案)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約(以下「規約」という) 第 8 条の規定に基づき、会員から徴収する会費等及び入会金について規定する。

(会費等及び入会金の額)

第 1 条 会費等の額は、次のとおりとする。

- (1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 口あたりの額を 1 口以上とする。ただし、役員に選任された企業会員は 2 口以上とする。(ろ)

従業員数	1 口あたりの額
51 人以上	32 万円
11～50 人	11 万円
10 人以下	6 万円

- (2)団体会員の年会費等は 20 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (3)学術・教育機関会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (4)個人会員の年会費等は 2 万円を 1 口とし、1 口以上とする。  
 (5)特別会員の年会費等は無料とする。
- 2 入会金の額は無料とする。
- 3 第 1 項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると運営委員会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。  
 (い)

(会費等及び入会金の納入等)

- 第 3 条 会費等は規約第 42 条に規定する事業年度に応じて年会費等を一括前納するものとする。ただし、会員等が期の半ばに入会した場合の年会費等については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。
- 2 前項の月割り換算の方法は、十円単位以下を切り捨てるものとする。
- 3 会費等及び入会金は、事務局からの請求書等通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第 4 条 当規程の改変は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム設立準備会の設立準備費等を支出済みの会員は、入会金及び設立当初年度分の年会費等を納入したものとみなす。

附則（い）

1. この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附則（ろ）

1. この改正は、平成 26 年 10 月 日から施行する。

附則（は）

1. この改正は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(DAAS) 総会・理事会プログラム

■ 開催日:2017年7月21日(金)14:00~16:00

■場 所:都道府県会館 4階 410会議室 (東京都千代田区平河町2-6-3)

■開催予定時間:

DAAS 第11期(2016-2017年度)総会 (14:00~15:30)

DAAS 第5回理事会 (15:30~16:00)

■ 内 容:

### 【DAAS 第11期(2016-2017年度)総会】

1 開会挨拶

2 来賓挨拶

3 審議事項

議案1 第10期(2015-2016年度)事業報告(案)及び収支決算(案)について  
監査報告

議案2 第11期(2016-2017年度)事業計画(案)及び収支予算(案)について

議案3 理事・監事選任の件

議案4 規約変更について

議案5 会費規程変更について

4 報 告

5 閉 会

### 【DAAS 第5回 理事会】

1 開 会

2 審議事項

議案1 役員選任の件(会長・理事長・副理事長)

議案2 規約変更について

議案3 会費等規程改定の件

3 閉 会



# 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム

## 第11期(2016-2017年)総会

開催日時 2017年7月21日(金)午後2時00分より午後3時30分

開催場所 都道府県会館 4階 410会議室

# 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム(DAAS)

## 第11期(2016-2017年)総会次第

開催日時:2017年7月21日(金)午後2時00分より午後3時30分

開催場所:都道府県会館 4階 410会議室

### 1 開会挨拶

芦原 太郎 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 理事長

### 2 来賓挨拶

●●●● 国土交通省 住宅局

---

### 3 議 事

議案1 第10期(2015-2016年)事業報告(案)及び収支決算(案)について

資料1 第10期(2015-2016年)事業報告(案)

資料2 第10期(2015-2016年)収支決算(案)

監査報告

資料3 監査報告書

議案2 第11期(2016-2017年)事業計画(案)及び収支予算(案)について

資料4 第11期(2016-2017年)事業計画(案)

資料5 第11期(2016-2017年)収支予算(案)

議案3 理事・監事選任の件

資料6 第11期・第12期 理事・監事名簿(案)

議案4 規約更について

資料7 規約改訂(案)

資料8 現時的方法による総会及び理事会に関する規程(案)

議案5 会費規程変更について

資料9 会費規程改訂(案)

### 4 報 告

資料10 会員名簿変更について

資料11 規約第7条第4項に基づく指定代表者の変更について

### 5 閉 会

議案1 第10期(2015-2016年)事業報告(案)  
及び収支決算(案)について

資料1 第10期(2015-2016年)事業報告(案)

資料2 第10期(2015-2016年)収支決算(案)

監査報告

資料3 監査報告書



## 第 10 期 (2015-2016 年) 事業報告 (案)

## 1. 概要

DAAS の基本活動である「Web サイト等基本システムの維持・管理」「収集データの維持・保全」を継続するとともに、運営委員会の下に設置した「企画運営部会」において、第 10 期事業計画に基づく事業推進と今後の事業展開を視野に入れた中期計画の検討を行った。議論の結果と提言は運営委員会と国土交通省へ報告し、第 11 期事業計画と今後の運営方針決定の軸となる成果をあげている。企画運営部会を継続し引き続き、事業推進と、運営方針決定のための議論を重ねる。

第 10 期においても国庫補助による収入と、事業効率化や経費削減策を講じ予算案に応じた効率的な事業推進を行ってきた。今後も安定した組織運営を目指す。

## 2. 事業実施状況

## (1) Web サイト等基本システムの維持・管理

前年度と同様、サーバ保守業者によるサーバ OS、周辺アプリケーションの定期的な更新の実施体制を維持し、サーバ環境のセキュリティ対策を行った。

## (2) 収集データの維持・保全

DAAS の資産である「高精細画像データ」について、データの破損や消失を防ぐ目的で事務局内保管及び、外部のデータ保管専門業者のサービスを併用する体制を東日本大震災以降導入し継続している。

基本活動の一つである「データの維持・保全」としては地図機能検索追加による正確な位置情報の追加・修正に加え、建物の現況情報、検索キーワード等、情報の修正を随時行っている。アーカイブのデータベースの精査と改善のため、DAAS-Web サイト上に、閲覧者による現況情報提供機能も実装しているが、修正作業に関して非常に時間と人手のかかる作業となっている。ただし、情報更新はアーカイブ活動の基本であるため、今後も継続して行う体制を検討する。

## (3) 運営基盤の安定化に資する検討体制確立と継続検討

2015 年より運営委員会の下に設置した「企画運営部会」は、運営委員会と連携しつつ、今後の DAAS 活動に資する事業の検討、運営方針の議論等を行い、基盤安定化を検討する体制を確立した。企画運営部会での検討内容は以下の通りである

- ① 運営基盤の安定化方策検討 (継続)
- ② 事業計画に基づく事業実施や企画検討
- ③ その他、運営委員会承認事項の事前検討 等

「企画運営部会」の開催状況、検討事項は別紙 1 のとおり。

#### (4) コンテンツの整備

##### 動画収録、デジタルデータ作成

コンテンツ作成支援金(国庫補助金 300 万円)を活用し、「企画運営部会」において検討を進めた。第 10 期の成果については別紙2にて詳細を報告する。なお、コンテンツ作成支援金を活用したコンテンツの整備は、国庫補助事業の実施年度と DAAS の事業年度が一致しないことから、第 11 期継続事業として進める。

##### [第 11 期コンテンツ整備事業(継続事業)]

- ・団体等受賞作品の収録
- ・動画収録(DAAS 収録作品の建築家、写真家等)
- ・VR(ヴァーチャルリアリティ)を利用した空間画像データ

#### (5) Web サイトの改善

新規コンテンツ収録((4)で制作したコンテンツ)に必要な新規ページの制作を行った。その他、WEB サイト機能追加、検索機能の改善のための機能追加等は、「(4)新規コンテンツの整備」と連動し、第 11 期継続事業とする。

#### (6) その他

- ① オープンアライアンス活動(オープンアライアンスとは、デジタルアーカイブスの必要性、重要性などについて、同じ目的を持つ異なる複数の企業・団体の集合体であり、かつ、それがオープンな状態であることを意味する。)

これまで、DAAS としては、JIA-KIT 建築アーカイブスの資料のデジタル化などの連携をおこなってきたが、第 10 期は企画運営部会において、今後の運営にもかかる連携先の検討を重ねた。

##### ②その他 DAAS の目的に資する活動状況

###### 1)有償利用について

収録データの有償利用は第 10 期では海外から 2 件、国内から 1 件の合計 3 件の申し込みがあった。利用目的は会誌と展示カタログ、書籍出版(菊竹清訓氏に関する書籍)である。有償利用の申し込み経緯は国内では雑誌「新建築」の掲載写真としての問い合わせ、もしくは新建築社を通しての申し込みが多いが、海外からは DAAS-Web サイトを通しての問い合わせが多くを占めている。60～70 年代の日本の建築家による作品は、海外からも注目され資料への関心が高まっている。その為、海外からの申し込みへの対応、費用収受に関して、電子メールアカウントとインターネットを利用した決済サービス「PayPal」を第 10 期に導入した。これにより費用収受の確実性が上がり、手数料も安価となり、手続きも利用者・DAAS 共に簡便となった。利用内容は以下。

- ・ 一社)カーテンウォール・防火開口部協会(せんだいメディアテーク)
- ・ Harvard University Graduate School of Design(アクアポリス)
- ・ Herbert\_F\_Johnson\_Museum\_of\_Art\_Cornell\_University(EXPO67 日本館)

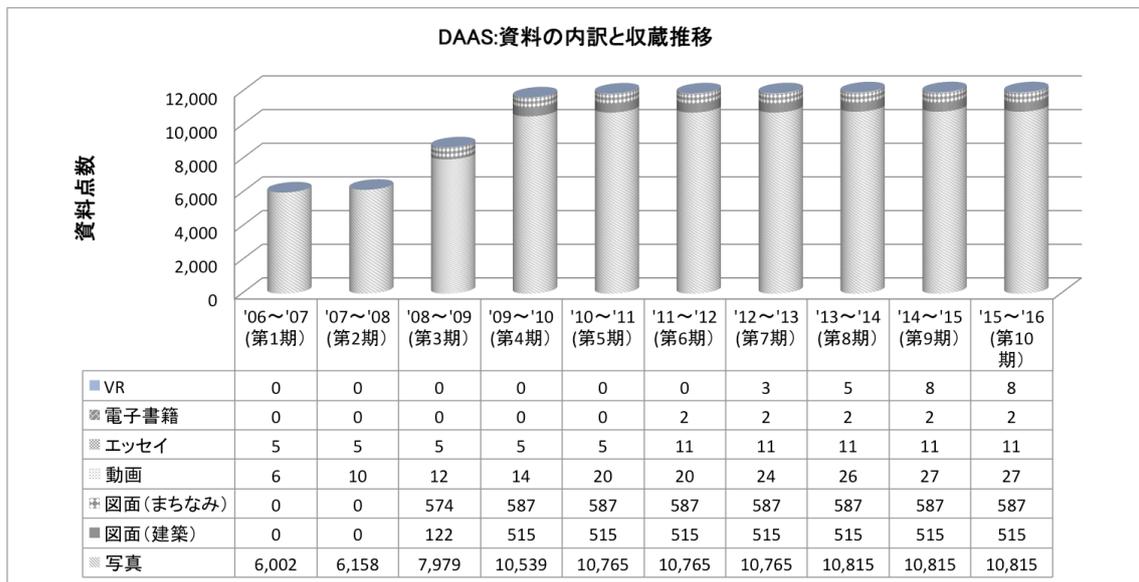
DAAS がデジタルデータを保管し Web サイト上で資料が確認できることは、国内外問わず、資料利用者の利便性が高い。また、申し込みや問い合わせ、データ納品の対応が早急に出来る事は著作権者、利用者共に利用しやすいシステムであると言える。

有償利用とは異なるが「出雲大社庁の社」解体予定のニュースがあったため、DAAS で収蔵する菊竹清訓氏の同作品の設計趣旨（木造と同様に解体・移転を考えた設計であること等）・素材の検討について菊竹氏自身が語るオーラルアーカイブの該当箇所を Youtube で公開し SNS (facebook, twitter) に掲載した。Facebook 上では 700 人に上が拡散した。設計者自身が語る作品解説を収録したオーラルアーカイブは、建物への理解を深めるコンテンツとして大変有用であり、時代を経るごとに重要なものとなる。また、デジタルデータとして、多くの人に情報を拡散するにはインターネットの役割は大きい。

(7) 設立から第 10 期までの DAAS の活動と登録者、閲覧者数の推移 (報告)

① 資料収蔵数推移 (累計)

2011 年の UIA 世界大会終了後の第 6 期以降は団体会員の協力による表彰作品資料の収蔵数の増加のみにとどまり全体収蔵数に大きな伸びはない。表彰作品の収蔵については、継続的に行う予定であるが、大幅な収蔵数の拡大のためには、作業人員の人的費用、整備にかかる費用等々の確保が必要である。



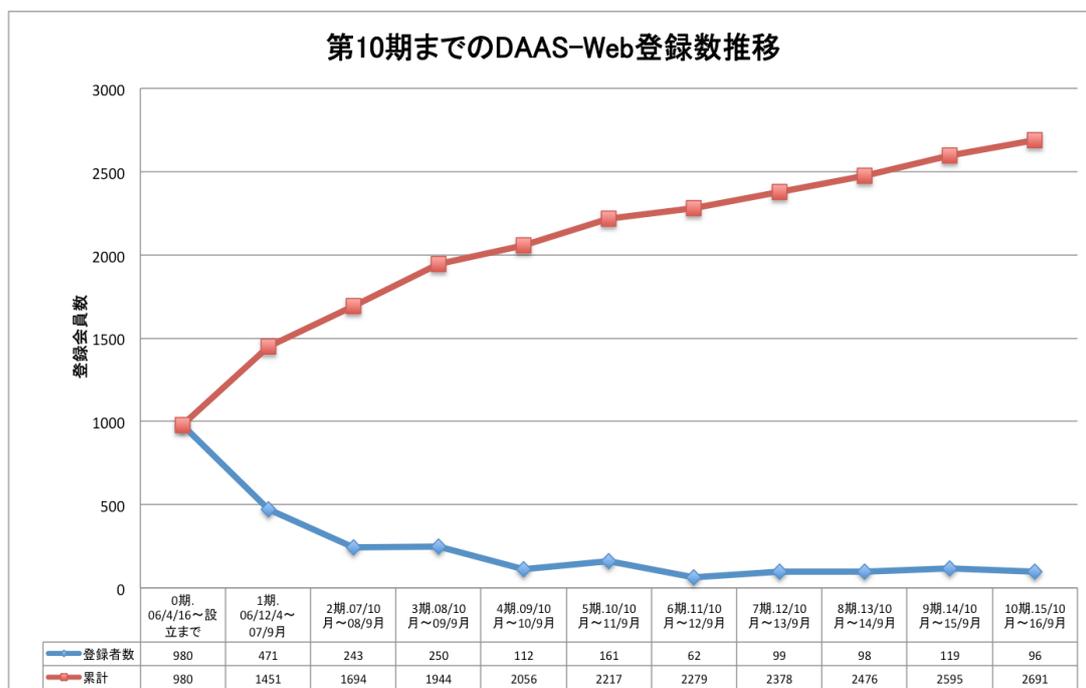
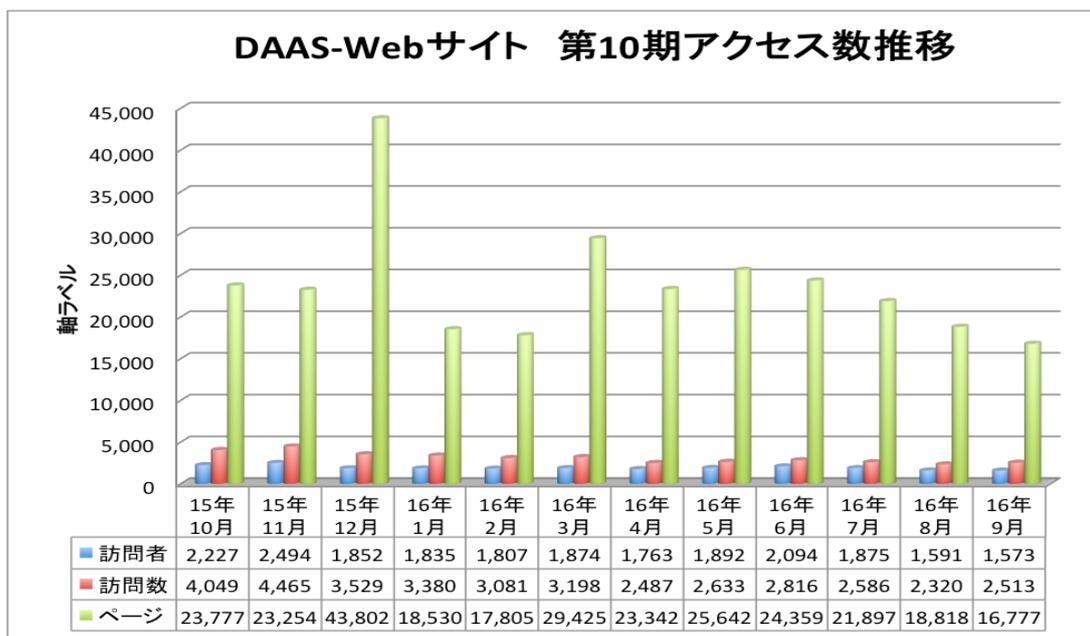
② Web サイトアクセス数推移及び、DAAS-Web サイト登録者数推移 (累計グラフは次ページを参照)

表内の「訪問者数」に対し「訪問数」は「延べ数 (同一 IP からのアクセス数)」である。

第 10 期累計としては訪問者 22,877 人、延べ訪問数 37,057 である。訪問者数が伸びた月についてはコンテンツ掲載や、募集、告知等に連動しない独自のアクセス数の伸びである。

第9期訪問者総数 22,167 人、延訪問数 36,698 人と比較して、第10期の訪問者数ページビュー共に増加としている。第8期から第9期にかけてアクセス数に大きな伸びがあったが、SNS 等の利用、イベント開催によるものと考えられる。その後は平均した閲覧数を保っているといえよう。

DAAS-Web サイトの会員登録者数は設立以降平均した増加となっている。登録者の傾向としては、学生、建築関係者、メーカーや不動産といった建築関連、書籍や展示利用を目的とした美術館などの閲覧者である。



## 企画運営部会活動報告

## 1. 開催状況と検討内容(2015年から2016年前期活動状況)

	2015年		2016年		
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
部会	○ ○	※ ○	○ ○	○	○ ○
運営委員会	● ●			●	

- 2015年5月: 国土交通省にてWGの報告書を提出。  
 ・WG設置による成果とその具体的効果を口頭にて説明。  
 ・WGでの検討事項を引き継ぎ、部会にて議論を進める旨報告。  
 ・その他 運営とコンテンツ制作にかかる今後の方針等意見交換
- 2015年7月: 第1回企画運営部会の開催。  
 ・企画書案に基づき、部会設置の主旨、検討事項の再確認  
 ・WG成果報告  
 ・当面の課題について委員の意見を確認。  
 ・コンテンツ収蔵ポリシー、企画案、連携、補助金の要請等意見招集
- 2015年8月: 運営委員会開催。  
 ・企画運営部会の設置と検討事項、意見等の報告
- 2015年9月: 第2回企画運営部会の開催。  
 ・予算を含めた第10期計画の検討  
 ・運営委員会承認事項、第10期総会資料の検討
- 2015年9月: 運営委員会開催。  
 ・予算を含めた第10期計画の検討  
 ・第10期総会資料の検討
- 2015年10月: 国土交通省にて総会開催に関する報告と会費状況の検討
- 2015年12月: 第3回企画運営部会の開催。  
 ・補助金活用・会費事業の事業推進チームの設置と事業内容の検討  
 ・ミッションの再検討  
 ・収蔵ポリシーの再検討
- 2016年1月: 第4回企画運営部会の開催  
 ・第3回議案を継続検討  
 ・DAAS設立時デジタル化作業における著作権等の整理
- 2016年2月: 金沢見学会  
 ・オープンアライアンス関係の金沢工業大学アーカイブを見学  
 (有志にて)
- 2016年6月: 第5回企画運営部会  
 ・第10期前半活動報告、DAAS著作権等の現状整理  
 ・第11期からの役員、委員長選任について、事業計画について  
 ・理事会員の会費設定の改訂に係る検討
- 2016年6月: 運営委員会開催  
 ・部会での検討事項の報告、及び承認を得る
- 2016年8月: 国土交通省にてDAASの今後について議論
- 2016年8月: 第6回企画運営部会  
 ・国土交通省打合せ報告、事業報告、第11期以降の運営についての検討  
 ・運営委員長、役員等についての検討
- 2016年9月: 第7回企画運営部会  
 ・第11期総会・第5回理事会資料の検討
- 2016年9月: 芦原理事長との打合せ
- 2016年9月: 第33回運営委員会開催

## 2. 検討事項:事業推進チームの設置

	会費事業(必須事項を行う＝データやコンテンツの維持・保全・管理・活用)	補助金事業(コンテンツを拡充する為)
内 容	1.コンテンツの維持・管理・保全 2.メタデータの管理・改善 3.WEB サイトの改善 4.関連団体の顕彰作品の収集	1.新規コンテンツ制作 ・オーラルアーカイブ、VR 等 2.コンテンツ拡充 3.コンテンツ活用
チ ー ム	1～3.座長:中田委員 チーム:山崎委員、武藤 部会以外:大久保氏・遠山氏(DAAS)Web 制作:ブロードワークス 4.座長:竺主査 メンバー:今倉委員、鈴木委員、鯨坂委員、 山崎委員	座長:三塩幹事 チーム:中田委員、武藤 委託先:君塚和香氏,墨田クリエイターズク ラブ、秋山伸氏

- ① 各チームのコアメンバーは、本部会メンバーによって構成。ただし、事業推進に必要な場合、本部会メンバー以外の関係者等の参画が可能。
- ② 各チームには座長を置き、事業推進にかかる一定の権限(※)をもつ  
 ※1:チーム構成、人員構成、会議の招集、成果のとりまとめ、他  
 ※2:予算案内での執行を原則として事務局が関与し、必要に応じ企画運営部会の承認を得る(会計処理に必要な書類等の提出は必須)  
 ※3:外部発注先は、暫定的に前年度を基本とする(前年度実施における費用、及びこれまでの外部発注先の見積もり等により予算案を既に設定しているため)
- ③ 会費事業4.については、まず各年の受賞作品を収蔵するための「環境作り」が必要
- 募集要項の再確認(以前依頼していたが現在はどうなっているか)
  - ※DAAS-Web サイトに公開することが明記されているか。
  - データの受取方法、写真枚数、写真の形式、解像度、等々の詳細設定。
  - 募集要項に掲載する統一した書式を DAAS で再度作成する。
  - 撮影者の著作権の整理ができているか買い取りになっているか確認が必要。  
(応募には不要でも掲載には費用が発生する場合などもある)
- ④ 会費事業1. 2. については企業、団体、機関等への委託が必要。システム全体を見通す＝コンサルも必要。
- ⑤ JIA-KITアーカイブスの映像コンテンツのDAAS-Webサイトでの公開(必要により編集)  
 ※インタビューコンテンツについて;DAAS-Webサイト上、ログインにより公開している動画については、サーバ内での動画管理が煩雑で手間がかかる為(ブラウザごとの形式変更等)、字幕・各章区切りなどの多様な機能をもったYouTubeでの掲載を検討している。広告収入が得られる形にする、短縮版をYouTubeに掲載して公開する、という方法もありえる。ただし、コンテンツをYouTubeに掲載する場合は事前に関係者への了解をとる必要がある。

### (ア) チーム設置の成果

- ① 補助金事業でのコンテンツ制作、Webサイト改修を行い、運営委員会での報告を行った(前述)
- ② 会費事業については、団体の募集要項への掲載が実現した。

### 3. 検討事項:DAASデータのオープン利用にむけた著作権整理

#### (ア) DAAS構築プロジェクト(H17年度)終了から現在までの知財の状況の整理

##### [契約]

- ・ 国費成果(本来国に返納する)のうち、知的財産権は受託者へ留保できるという日本版バイ・ドールの条項を適用した委託契約を受託者(一財)日本建築センター、以下BCJ)と締結(受託者による知的財産の利活用を期待するという目的)

##### [委託業務]

- ・ 受託者 BCJ から (1)新建築社(メタデータ作成・補正確認・原権利者との権利調整、シンポジウムの企画と広報等)、(2)大日本印刷(高精細スキャニングと褪色補正:当時まだ技術が進んでいなかったため作業は1点数万円)、(3)慶應義塾大学(検索システム、API 構築、サイト構築、等)へ「各作業」が再委託された。費用は主に「作業費」であり通常の委託契約を締結。発注者はBCJである為3者の成果物・知的財産権は、全てBCJへ帰属。

※ 構築プロジェクトにおいての新建築社への委託内容は「古い書籍からのメタデータの整理・作成、原権利者との権利調整」という膨大な作業費、人件費であり、写真の著作権等の無償許諾に該当する費用と考えるほどの金額ではない。また当時、他出版社にデータ化の呼びかけを行ったが了解が得られなかった。新建築社の著作権を買い取る、もしくは、同社のみが国費で有益な作業をしてもらったという見方に誤解がある。

※ その他、委託業務についてもいずれも作業費であり、当時褪色補正やシステム構築、デジタルアーカイブ構築には現在より膨大な時間、費用がかかった。

##### [著作権]

- ・ 新建築社に著作権のある褪色写真をデータ化したものは、単なる複製物(コピー)であり、そのデータ自体に著作権を主張できない。
- ・ 建築写真の複雑な権利、また、新建築社の未だ商品性のある建築作品の記録写真であるという事実を十分考慮し、著作権は新建築社に残した。

#### (イ) 第3回企画運営部会での意見を受けて

- ・ 「国費で整備した新建築社のデータをオープンに利用できない(利用料が発生する)」事について意見があがり再整理を行った。

##### [著作権問題(再掲)]

- 褪色写真の保護という当時緊急を要した事業において、著作権を留保しておくことが「著作権保護」と判断し、無償譲渡ではなく「Web サイトでの公開許諾」という形で新建築より了解を得た。  
※今後無償譲渡を望む場合すべての経緯を理解した上での交渉が必要。
- しかし DAAS が法人でない(権利譲渡不可)事は根本的な問題となる。

##### [著作権料の金額設定(データの商用利用について):DAASと新建築社との問題]

- DAAS プロジェクト構築当時、データの商用利用を見据えての検討の機会がなく、コンソーシアム設立後に商用利用の希望があった際に DAAS 及び新建築社間で検討し、デジタルデータ化作業費用(1点当時2万換算)を折半するという方法で、金額を設定。

#### (ウ) 第4回・第5回企画運営部会での議論:DAAS データのオープン利用にむけての検討と著作権、法人化問題、今後の運営体制の提案

- 「DAASで収集しているデータは国費で整備された物であり、商用利用以外でのオープンな利用」を実現するためには、国交省、新建築社、DAAS 間での著作権問題について、再度確認し共有した上での交渉と調整が必要である。

- ただし、譲渡保留、著作権問題の根本には DAAS の「法人化」問題がある。著作権の無償許諾という形での交渉、契約締結をするには、DAAS の「法人化」は必須。
- 法人化、著作権整理等、DAAS 内だけで討議し調整や交渉を進めることは難しい。国土交通省が主体となることが望ましい。(しかし国土交通省としての DAAS 法人化・及び関与に関して良い回答がない)
- 法人化できないまま、データをオープンに利用することを目的とした場合、打開案として、成果物の国への返納、国の運用・運営となれば「公共性のあることについては無償」となる。
- 法人化できない状況での問題・影響の再整理が必要
  - 組織的な基盤整備・安定化。
  - 費用支援の限界・会員離れ=民間からの出資金での運営の限界(会員の費用負担)
  - 活動拡大の限界=DAAS の活動の主軸である「コンテンツ」の著作権の留保
  - 資料拡大の限界=新規資料収集時の契約問題。
- 法人化した場合の方向
  - 法人化した DAAS 組織を受け止める財団・団体があることが望ましい=費用支援
  - 法人化を保留している理由「運営基盤や経営の安定化」の実現として財団や団体が DAAS の運営を引き継ぎ、会費負担の軽減をする必要もある。会費事業はコンテンツ・システムの維持・管理に充当されるという形であれば企業は協力でき、会員退会に歯止めをかけられる。=会員確保・活動拡大・資料拡充
  - いずれの機関・団体でも引き受けられない場合、本活動を国で運営する、ということになれば、公共利用に関して著作権者が著作権を行使しないということが実現する。 DAAS 活動の「国での運営」含めて国交省と相談すべき。=国費で整備したデータの「公的」利用推進・活動拡大
- DAAS の法人化方策について
  - 団体(公財、一社、一財等)による DAAS 事業吸収などの案。団体定款で DAAS コンソ事業を継承できる団体を検討する
- DAAS 法人化課題解決の先がない場合
  - 最悪、解散となるのか。解散による影響は何か、の確認
  - DAAS-Web サイト停止となるのか。国費で整備したものの所在はどうなるか。
    - 平成 17 年度 DAAS 知的財産を国土交通省へ返納
    - 平成 18 年度以降の蓄積コンテンツ等の全てを国土交通省へ寄贈
  - 専任職員の処遇はどうなるか。

#### 4. 検討事項:会費設定について(会費減額・規約改定・予算調整にかかる件)

企業理事会員の日建設計、日本設計より会費減額(会費2口から1口への変更)の申し出があった。

企業理事会費の改訂の必要があれば、運営委員会で検討し、第11期総会で「会費等規程改定(案)」を提出する必要がある。会費減額による収支シミュレーションを行い、第11期以降予算の再検討を企画運営部会で行った。それにより、企業理事会員の会費設定改定を運営委員会での提案事項として提出し、承認を得た。

DAAS収支シミュレーション(理事会員減額の場合)

別紙1

目標成果:支出パターンを組み立て、それに必要な会費収入を弾き出す素材となること  
(年間経費で試算)

2016.6.3修正

説明:青字セルは自動計算、数値増減検証する部分は「黄色セル」

##### ■支出の部

(1)DAAS-Webサイト維持・公開必要経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
サーバ管理委託費	¥800,000	1	1	1	1	¥800,000	¥800,000	¥800,000	¥800,000	サーバ維持・管理(OSセキュリティ対策、トラブル対応、簡易な更新作業)高精細画像の遠隔地保管(50,000+10,000)*12ヶ月*消費税込10%	クラウドワークス(Web管理)ワピン(遠隔保管)
保守費支出		1	1	1	1	¥0	¥0	¥0	¥0	第5期以降レンタルサーバ移行。第6期NAS購入	現状積立預金として180万残額
SSL認証経費	¥38,000	1	1	1	1	¥38,000	¥38,000	¥38,000	¥38,000	個人情報入力等に使用するSSL認証証明書維持経費	GMOグローバルサイン(株)
レンタルサーバー	¥15,000	1	1	1	1	¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥15,000	das.jpのドメイン使用権利/現在6ヶ月更新にて	お名前.com
デジマーク使用料(USD499)	¥63,000	1	1	1	1	¥63,000	¥63,000	¥63,000	¥63,000	電子透かし技術の使用権利。写真提供者への配慮の為必須 US\$499.00/枚数制限有(125円/USD 最大値として)	Digimarc.com
小計(1)	¥916,000					¥916,000	¥916,000	¥916,000	¥916,000		

(2)事務局経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
事務所経費1(現状事務所経費支払いなし)	¥250,000					¥0	¥0	¥0	¥0	ちよだプラットフォームスクエア 契約料(2014年4月より)光熱費含め約20,000円/月	ちよだプラットフォームスクエア
通信運搬費支出1(第10期予算参考)	¥270,000	1	1			¥270,000	¥270,000	¥0	¥0	050ダイヤル・固定電話・インターネット料金・e-mobile・携帯電話代(DAASのものが無い場合発生時に清算)	NTT e-mobile ※普及センタと別会計
通信運搬費支出2(第9期参考)	¥30,000	1	1			¥30,000	¥30,000	¥0	¥0	郵便料金(総会時等配布物)	日本郵政
旅費交通費1(第9期参考)	¥30,000	1	1			¥30,000	¥30,000	¥0	¥0	事務局内交通費	
会計士外部委託費1(第10期予算参考)	¥173,000	1	1	1		¥173,000	¥173,000	¥173,000	¥0	DAAS会計を別処理とする以上必要経費年度末会計書類作成費用(消費税込+源泉込み)	浅井会計事務所
会計士外部委託費2(第9期参考)	¥140,000	1	1			¥140,000	¥0	¥140,000	¥0	DAAS会計を別処理とする以上必要経費月額顧問(消費税込+源泉込み)	浅井会計事務所
専任事務局人件費(第10期予算参考)	¥4,080,000	1	1			¥4,080,000	¥4,080,000	¥0	¥0	直接人件費。法定福利費(雇用保険、健康保険、労災保険、厚生年金等) 第8期想定金額	
法定福利費(第10期予算参考)	¥700,000	1	1			¥700,000	¥700,000	¥0	¥0		
事務局通勤交通費(第10期予算参考)	¥200,000	1	1			¥200,000	¥200,000	¥0	¥0		
小計(2)	¥5,873,000					¥5,823,000	¥5,483,000	¥313,000	¥0		

(3)総会経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
会場借上げ費	¥100,000	1	1	1		¥100,000	¥100,000	¥100,000	¥0	会場費60000.20000.飲み物10000(マイク等含)※コピー等会場費に含めて計算	都道府県会館
その他備品	¥15,000	1	1			¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥0	レンタル機器	
文房具等費用	¥10,000	1	1			¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0		
印刷代	¥5,000	1	1			¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥0	外部での印刷の場合	
受付人件費	¥10,000	1	1			¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0	外部依頼する場合(半日拘束*1名)	
小計(3)	¥130,000					¥130,000	¥130,000	¥130,000	¥0		

(4)運営委員会経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
会場借上げ費	¥65,000	1	1			¥65,000	¥0	¥0	¥0	6,000*10回(委員会4回.WG等開催6回想定)	
会議用飲み物代	¥22,500	1	1			¥22,500	¥22,500	¥22,500	¥0	ペットボトル水*15本*10	
文房具等費用	¥10,000	1	1			¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0		
印刷代	¥50,000	1	1			¥50,000	¥0	¥50,000	¥0	外部での印刷の場合	
旅費交通費2	¥300,000	1	1	1		¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0	運営委員会年4回開催*2名(委員会のみ開催)	
小計(4)	¥447,500					¥447,500	¥332,500	¥382,500	¥0		

(5)各団体受賞作品収蔵・公開経費(選択経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
日本建築学会賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	派遣先
日事連建築賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
JIA各賞(毎年130点で計算)	¥7,000			1	1	¥0	¥0	¥7,000	¥7,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
日本建築士会連合会賞	¥3,000			1	1	¥0	¥0	¥3,000	¥3,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
BCS賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
DAAS卒業設計大賞	¥90,000	1				¥90,000	¥0	¥0	¥0	出場者3名+事務局交通費	
卒業設計大賞備品	¥10,000	1				¥10,000	¥0	¥0	¥0	出場者3名表彰備品等	
小計(5)	¥122,000					¥100,000	¥0	¥22,000	¥22,000		

ABCD各パターン支出計 ¥7,216,500 ¥6,861,500 ¥1,783,500 ¥938,000

## 5. 検討事項:第11期からの事業計画について

部会での議論を基に、第11期からの事業計画策定に向けた検討を行い、運営委員会に提出。

部会の提言として議論の継続だけでなく、時間軸を決め提言をまとめることが必要と判断し、統合・連携・継続・解散、等々の今後のDAASについての選択肢を明確にし、それぞれ整理の上、来期(第11期)を目標に一定の結論・提言を企画運営部会で示し、委員会に諮ることとした。

### (ア) 第11期以降の運営方針・活動方針について(提言)

第11期末に一定の結論を出すことを目標とする。

DAASの運営に関する結論、選択肢の設定

- 法人化／連携・統合／事業の移行／維持／解散、等の方針決定と運営委員会への提出
- 国土交通省の意向と方針の確認(新規発展等について望めるのか否か。国費で整備したものについての整理は、国費で整備した組織の継続・解散はどうするのか。)

### (イ) 短期・中期・長期計画について(運営の選択肢)

短期計画会費設定と事業内容の精査

- 第11期予算の見直しと事業範囲の検討

中期・短期計画法人化方策について

- WGで議論された目指すべき法人格(一般社団法人・一般財団法人)取得の可否についての継続議論。取得する場合は時期、方策等の検討。
- 法人化に必要な手続き・調整・交渉等についての継続議論
  - 組織基盤の安定化を実現する経営資源の確保、他機関の支援・協力の確保
  - 統合・連携の検討・他機関の情報収集(※国土交通省・文化庁・DAAS 会員・DAAS 会員外・大学機関)
  - 支援先もしくは統合・連携機関との交渉
- 法人化により、平成17年度のDAAS成果の著作権移転が可能となる為。その手続きの確認。
- 「解散」における必要事項の確認(法人格取得時も「解散」手続きは必要となる)

DAASコンテンツ・システムの著作権整理等

- 法人化、統合・連携等や事業拡大・解散、いずれの場合も改めて建築資料の著作者、関係者への連絡・調整が必須となる
  - 新建築社、その他著作者への告知・調整、契約等の締結

DAASコンテンツ拡充、とシステム改変等々について

- 法人化・統合・連携をすすめる場合、DAAS メリットの拡大も考慮し、どのようなコンテンツを制作するかシステムを改変するかの議論(補助金活用事業とも連動する事項)を行う。

### (ウ) 補助金活用事業・会費活用事業について

第11期補助金活用事業を受託する予定である。各事業の事業内容を企画運営部会にて検討し運営委員会に諮る。会費事業においては1.コンテンツの維持・管理・保全 2.メタデータの管理・改善 3.WEBサイトの改善 4.関連団体の顕彰作品の収集 を軸とし、補助金活用事業においては、DAASメリットを含めたコンテンツ制作を行うことを目的とする。

## 6. 提案事項:運営委員長選任について

三塩運営委員長の退任により、残任期(第10期)は竺委員へと引き継がれている。ただし、本来は企業会員から選出された委員が運営委員長となるのが望ましいという意見があり、山下設計の本多委員を推薦する案を企画運営部会において検討した。

尚、運営委員会運営等規程上、運営委員長は理事長が指定するため(第3条 構成及び運営委員長等の選任)第11期からの運営委員長については、第11期総会及び理事会にて新理事長就任後に指定される。(尚、副委員長は運営委員会において互選し、5名以内を選任することが出来る。運営委員会での検討を引き続き行うこととする)

## 7. 報告事項:国土交通省への活動報告と今後の運営相談

企画運営部会での検討事項は、運営委員会で議論の内容を報告し、承認が必要な事項は諮ることとしている。同様に検討事項報告と今後の運営相談のため国土交通省を訪問し担当専門官と打合せを行った。訪問時の説明・報告・確認事項は以下のとおり。

- ・ DAAS設立の経緯の再説明
  - 国土交通省主導での呼びかけにより設立されたコンソーシアムについて
  - 補助金事業の成果物の「運用」を目的とした契約内容
  - 運用のための費用支援・人的支援をするDAAS会員について
  - 当初のビジネスモデルや事務局体制の問題
- ・ DAAS設立から現在までの運営状況について
- ・ 運営基盤安定方策検討WG設置と報告書の内容について
- ・ 今後の国交省のDAASへの関与について



## 補助金活用事業報告

## 1. インタビューコンテンツ(オーラルアーカイブ)制作について

撮影者: 建築家 今里隆氏

タイトル: 「日本建築の次世代への伝達」

吉田五十八から学んだ日本建築と  
現代の建築へ活かすことへの追求

収録内容: これまで手がけた仕事

(渋谷 O 邸、金田中、池上本門寺)

建築家として大切にしていること

これからの日本建築 等

成果物: 約 30 分の動画に編集

スタッフ: インタビュー 三塩達也氏 (DAAS 運営委員長) インタビュー

カメラ・編集 後藤大輝氏 (すみだクリエイターズクラブ)

ディレクター 三田大介氏・樋口珠由子氏 (すみだクリエイターズクラブ)

グラフィック 秋山伸氏 (有限会社エディションノルト)

進行管理 武藤奈津子 (DAAS)

ロケーション: 池上本門寺



## 2. バーチャルリアリティ(VR)を使った空間画像データの制作について

(ア) 工学院大学八王子図書館

(イ) ホテルオークラ (ロビー)

(ウ) 東京藝術大学音楽部第6ホール (改修前及び改修後)



(ア)工学院大学八王子図書館



(イ)ホテルオークラ (ロビー)



(ウ)東京藝術大学音楽部第6ホール ※改修前・改修前をスライダーで確認するインターフェースを採用

### 3. デジタルデータ化作業成果について

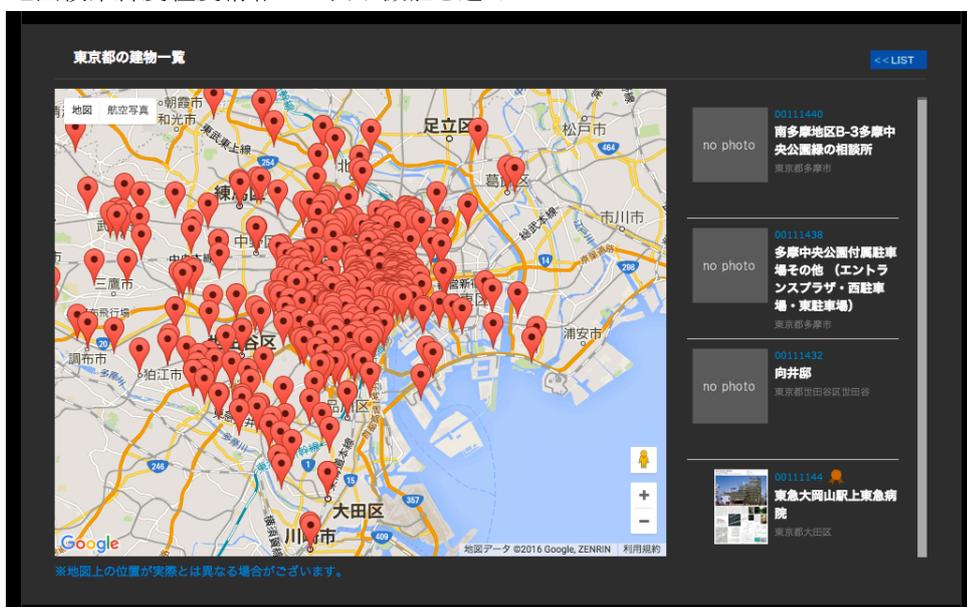
#### (ア) 表彰作品の現況情報の調査

- ① 緯度経度の数値と現住所を調査
- ② 建物情報の住所表示から、機械的な方法で緯度経度の数値を取得
- ③ 住所情報が古いもの、統合などによる住所変更、住所の不明瞭なもの、等々を目視で確認し、手作業で住所を訂正。緯度経度情報を修正・追加。
- ④ 各県の最北・南・東・北から数値が出ているものについて手作業にて住所を変更
- ⑤ Google Map上で建築物を確認し緯度経度情報を追加
- ⑥ その他建物の現況をインターネットの情報(改修・現存せず、等)を調査緒言情報に追記。

### 4. Webサイトの機能追加について

1.～3,のコンテンツを掲載するためのWebサイト改善と新規ページの追加等

- ① 地図検索緯度経度情報での表示機能を追加



- ② VR紹介ページの追加

お知らせ

DAAS連載企画 住宅生産革命児たちの夢の跡 松村秀一

DAAS連載企画 オンライン書籍

- A Book for Our Future 311 地域再生復興プロジェクト (宮城大学 中田ゼミ)
- 迎賓館赤坂瑞宮天井絵画修復報告書 (国土交通省 大臣官房官庁営繕部)

ビデオアーカイブス

- 建築家 榎文彦氏
- 建築家 菊竹清訓 (イベント報告)
- 清家清作「宮城教授の家」撮影取材
- 建築家 難波和彦
- 建築家 古谷誠章
- 建築家 内田祥哉
- 建築家 池原義郎
- 建築家 池田武邦
- UIA 2011 東京大会
- デジタル卒業設計大賞2007
- DAAS活動紹介ビデオ

**360°パノラマVR**

- 代々木体育館
- 東急東横渋谷駅

360度全地球VRコンテンツについて

DAASでは、「360度全地球VR」データを収録・公開しています。VRとはVirtual Reality (バーチャル・リアリティ) の略称。日本語では「仮想現実」とも呼ばれます。

「360度全地球VR」とは、ある位置から360度×180度の映像を撮影したものを、PCやスマートフォンにて再生する際、立体的な空間体験ができるよう編集したデータコンテンツです。これにより建物や町並みの空間再生を実現するだけでなく、ジャイロセンサー (角速度センサー) が内蔵されたモバイル端末などで再生すると、端末の動き、身体の動きに合わせて風景が動くようにすることもできます。

このコンテンツを利用することで、例えば消失してしまった建物の撮影箇所 (地点) にたち、モバイルツール等を使って同じ地点から当時の空間情報を再現することも可能となります。「現在と過去の空間を比較体験」することが可能になります。現在DAASでは、解体情報や解体前に収録の申し入れがあったもの、今後様々な理由により景観が変

## 第10期(2015-2016年)収支計算書(案)

2015年10月1日から2016年9月30日まで

(単位:円)

科目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)
<b>I 事業活動収支の部</b>			
事業活動収入			
1 会費・入会金収入	7,260,000	7,260,000	0
企業会員	5,230,000	5,230,000	0
団体会員	2,000,000	2,000,000	0
学術・教育機関会員	30,000	30,000	0
個人会員	0	0	0
2 事業収入	3,050,000	3,054,000	△ 4,000
Webコンテンツ作成事業※	3,000,000	3,000,000	0
コンテンツ有償利用料	50,000	54,000	△ 4,000
3 その他収入	0	25	△ 25
受取利息	0	23	△ 23
雑収入	0	2	△ 2
事業活動収入 計	10,310,000	10,314,025	△ 4,025
事業活動支出			
1 事業費支出	5,750,000	4,370,205	1,379,795
WEBサイト改修委託支出	550,000	0	550,000
イベント事業支出		0	0
コンテンツ整備事業支出	1,200,000	540,618	659,382
サーバ管理委託費	850,000	829,587	20,413
Webコンテンツ作成事業/Web改修費用	880,000	540,000	340,000
Webコンテンツ作成事業/VR制作費用	440,000	840,000	△ 400,000
Webコンテンツ作成事業/オーラルアーカイブ制作	1,200,000	1,098,568	101,432
Webコンテンツ作成事業/表彰事業整備・コンテンツ制作	300,000	318,900	△ 18,900
Webコンテンツ作成事業/その他経費	180,000	202,532	△ 22,532
広報事業	150,000		150,000
保守費支出	0	0	0
2 管理費支出	6,108,000	6,158,525	△ 50,525
事務所経費		0	0
人件費	4,080,000	4,080,000	0
法定福利費	700,000	777,877	△ 77,877
旅費交通費支出	230,000	240,057	△ 10,057
機材費支出	100,000	62,849	37,151
通信運搬費支出	300,000	242,004	57,996
渉外費支出	0	0	0
会議費(含総会)支出	465,000	413,507	51,493
租税公課支出	0	0	0
会計士外部委託費支出	173,000	172,800	200
雑費支出	60,000	169,431	△ 109,431
事業活動支出 計	11,858,000	10,528,730	1,329,270
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 1,548,000</b>	<b>△ 214,705</b>	<b>△ 1,333,295</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>			0
投資活動収入			0
修繕引当預金取崩収入		0	0
その他固定資産取得収入		0	0
投資活動収入 計		0	0
投資活動支出			0
修繕引当預金取得支出		0	0
その他固定資産取得支出		0	0
投資活動支出 計		0	0
<b>投資活動収支差額</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>			0
<b>財務活動収支差額</b>		0	0
<b>IV 予備費支出</b>			0
予備費支出	4,414,326	0	4,414,326
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 5,962,326</b>	<b>△ 214,705</b>	<b>△ 5,747,621</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>5,962,326</b>	<b>5,962,326</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>0</b>	<b>5,747,621</b>	<b>△ 5,747,621</b>

※一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が実施した「まちなみ景観事例の収集・情報提供活動事業」の一環として「優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブスのWebコンテンツの作成業務」を受託



# 監 査 報 告 書

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約第 15 条第 4 項の規定に基づき、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアムの第 10 期(2015-2016 年度 2015 年 10 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日まで)の業務報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った結果、正確かつ適正であることを認めます

2016年10月26日

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム監事

一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長

和田 勇 印



2016年10月31日

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム監事

一般財団法人 日本建築センター 理事長

橋本 公博 印





議案2 第11期(2016-2017年)事業計画(案)  
及び収支予算(案)について

資料4 第11期(2016-2017年)事業計画(案)

資料5 第11期(2016-2017年)収支予算(案)



## 第 11 期 (2016-2017 年) 事業計画 (案)

## 1. 基本方針

DAAS の基本活動の「Web サイト等基本システムの維持・管理」、「収蔵データの維持・保全」を通じて、公益的活動を継続する。活動にあたり、運営委員会の下に設置した「企画運営部会」の検討により事業を推進する。

なお、第 10 期からの継続事業については、第 11 期での実施を目指す。

## 2. 事業計画

## (1) Web サイト等基本システムの維持・管理

DAAS-Web サイト、DAAS 基本システムの安定稼働体制を継続する。サーバ保守業者による、サーバ OS、周辺アプリケーションのセキュリティー対策プログラムを定期的に適用し、引き続きサーバ環境のセキュリティー対策を行う。

## (2) 収蔵データの維持・保全

「高精細画像データ」の事務局内保管分及び、遠隔地保管によるさらなる冗長性を確保する体制を継続する。新規収蔵コンテンツがあった場合には、同様の維持・保全措置を講ずる。

## (3) 「企画運営部会」を中心とした事業推進と、運営体制安定化・強化策等に係る検討

「企画運営部会」を中心とした事業推進、運営委員会との連携、今後の DAAS 活動に資する検討や、一層の運営基盤安定化検討へ向けた体制を確立する。

- ① 運営基盤の安定化方策検討 (継続)
  - (ア) 今後の運営方針の選択枝検討
  - (イ) 他機関との連携に関する事項、等
- ② 事業計画に基づく事業実施や企画検討
- ③ その他、運営委員会承認事項の事前検討 等

## (4) コンテンツの整備

## 動画収録、デジタルデータ作成

第 10 期同様、コンテンツ作成支援金 (国庫補助金 300 万円) を活用し、コンテンツを整備する。対象コンテンツは「企画運営部会」において検討するものとし、予算、納期等を考慮しつつ、実施可能なものから具体作業に着手する。

[前期より継続:コンテンツ整備事業 (予定) ※企画運営部会にて継続検討]

- ・団体等受賞作品の収蔵
- ・動画収録 (DAAS 収蔵作品の建築家、写真家等)
- ・VR (ヴァーチャルリアリティ) を利用した空間画像データ

(5) Web サイトの改善

新規コンテンツ収蔵に必要な機能追加、検索機能の改善のための機能追加を実施。

「(4)新規コンテンツの整備」と連動し、第 11 期よりの継続事業とする。

(6) その他

① DAAS 認知度向上等へ向けた広報等に係る活動

② その他 DAAS の目的に資する活動を実施する。

## 企画運営部会、運営体制安定化・強化策等に係る検討内容(案)

### 1. 今後の運営について(運営方針の選択肢の決定)

- ① 第11期以降の運営方針について、選択肢を決定する。「法人化／連携・統合／事業移行・譲渡／維持／解散」、その他選択肢の必要があれば追加し、第11期での運営委員会と必要であれば臨時総会を開催し、DAASの体制を決定する。
- ② それぞれの運営方針(選択肢)の課題、条件、目標、予算、及びスケジュール(達成時期)等も含めて①の詳細を部会で検討する。
- ③ 国土交通省の意向と方針を確認しながら、今後のDAASの運営方針を明確化し、必要な関係先に交渉し手続きをすすめる。

### 2. 予算縮小に伴う、事業範囲の検討と必要経費の検討

会費規程の改定に沿った事業範囲を検討し、事業を推進する。②に関して、方針が決定し予算調整の必要が生じた場合は、修正予算(案)を作成し運営委員会に諮り、事業を進めることとする。

#### ① DAASコンテンツ拡充とシステム改変は補助金を活用し会費部分を縮小する

補助金活用事業での実施事項

- オーラルアーカイブ
- VR 撮影
- コンテンツの改変
- 表彰事業のアップロード、メタデータの改善

国庫補助金事業を活用したコンテンツ整備については、DAAS 年度との半期のずれがあるため、2017年3月に納品を完了。オーラルアーカイブについては仙田満氏、VR 撮影は法政大学 55/58 年館・朝陽館・嵐山カントリークラブ(現在掲載調整中)、メタデータは地図情報のブラッシュアップを行った。

#### ② その他必要経費についての検討(会費事業分として)

会費にて実施が予想される事項

- 運営方針のための必要経費
- 法人化・連携・統合の為の必要経費(情報収集等含む)
- 他団体への事業移行・譲渡のための権利調整(著作権等整理)費用
- 活動維持のための必要経費

### 3. その他

組織基盤安定化を実現する経営資源の確保、他機関の支援・協力の確認 など



## 第11期(2016-2017年) 収支予算(案)

2016年10月1日から 2017年9月30日まで

(単位:円)

科目	予算額	参考:第10期予算額	第10期との差異
<b>I. 事業活動収支の部</b>			
<b>事業活動収入</b>			
1. 会費・入金会収入	5,980,000	7,260,000	▲ 1,280,000
企業会員	3,950,000	5,230,000	▲ 1,280,000
団体会員	2,000,000	2,000,000	0
学術・教育機関会員	30,000	30,000	0
個人会員	0	0	0
2. 事業収入	3,050,000	3,050,000	0
Webコンテンツ作成事業	3,000,000	3,000,000	0
コンテンツ有償利用料	50,000	50,000	0
3. その他収入	0	0	0
受取利息	0	0	0
雑収入	0	0	0
<b>事業活動収入計</b>	<b>9,030,000</b>	<b>10,310,000</b>	<b>▲ 1,280,000</b>
<b>事業活動支出</b>			
1. 事業費支出	5,000,000	5,750,000	▲ 750,000
WEBサイト改修委託支出	550,000	550,000	0
イベント事業支出	0	0	0
コンテンツ整備事業支出	600,000	1,200,000	△ 600,000
サーバ管理委託費	850,000	850,000	0
Webコンテンツ作成事業/Web改修費用	880,000	880,000	0
Webコンテンツ作成事業/VR制作費用	440,000	440,000	0
Webコンテンツ作成事業/オーラルアーカイブ制作	1,200,000	1,200,000	0
Webコンテンツ作成事業/表彰事業整備とコンテンツ制作	300,000	300,000	0
Webコンテンツ作成事業/その他経費	180,000	180,000	0
広報事業	0	150,000	△ 150,000
保守費支出	0	0	0
2. 管理費支出	6,008,000	6,108,000	△ 100,000
事務所経費	0	0	0
人件費	4,080,000	4,080,000	0
法定福利費	700,000	700,000	0
旅費交通費支出	230,000	230,000	0
機材費支出	50,000	100,000	△ 50,000
通信運搬費支出	250,000	300,000	△ 50,000
渉外費支出	0	0	0
会議費(含総会)支出	465,000	465,000	0
租税公課支出	0	0	0
会計士外部委託費支出	173,000	173,000	0
雑費支出	60,000	60,000	0
<b>事業活動支出計</b>	<b>11,008,000</b>	<b>11,858,000</b>	<b>△ 850,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 1,978,000</b>	<b>△ 1,548,000</b>	<b>△ 430,000</b>
<b>II. 投資活動収支の部</b>			
<b>投資活動収入</b>			
修繕引当預金取崩収入	0	0	0
その他固定資産取得収入	0	0	0
<b>投資活動収入計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>投資活動支出</b>			
修繕引当預金取得支出	0	0	0
その他固定資産取得支出	0	0	0
<b>投資活動支出計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III. 財務活動収支の部</b>			
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV. 予備費支出</b>			
予備費支出	3,769,621	4,414,326	△ 644,705
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 5,747,621</b>	<b>△ 5,962,326</b>	<b>214,705</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>5,747,621</b>	<b>5,962,326</b>	<b>△ 214,705</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

注)この予算書は消費税込みで計算しております



## 議案3 理事・監事選任の件

### 資料6 第11期・第12期 理事・監事名簿(案)



建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
第11期・第12期 理事・監事名簿

(順不同 敬称略)

■理事

六鹿 正治 (公益社団法人 日本建築家協会 会長)  
浅野 宏 (公益財団法人 建築技術教育普及センター 理事長)  
古谷 誠章 (一般社団法人 日本建築学会 会長)  
三井所 清典 (公益社団法人 日本建築士会連合会 会長)  
大内 達史 (一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)  
押味 至一 (一般社団法人 日本建設業連合会 副会長)  
隈 研吾 (建築家)  
難波 和彦 (建築家)  
古谷 誠章 (建築家)  
六角 鬼丈 (建築家)  
竺 覚暁 (金沢工業大学教授 金沢工業大学建築アーカイブス研究所所長)  
亀井 忠夫 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)  
千鳥 義典 (株式会社 日本設計 取締役社長)  
吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)  
南川 陽信 (大和ハウス工業株式会社 執行役員 流通店舗事業推進部 設計施工推進部)

■監事

和田 勇 (一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長)  
橋本 公博 (一般財団法人 日本建築センター 理事長)

2017年7月改訂



## 議案4 規約変更(案)及び規程(案)について

資料7 規約改訂(案)

資料8 電磁的方法による

総会及び理事会に関する規程(案)



## 議案4 規約改定(案)

※本件については司法書士の方の文言の確認を受けており、運営委員会後文言変更の指示等があった場合には総会前にメール審議にて委員への承認を頂く事とします。

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 規約第 23 条第 3 項及び規約第 32 条第 1 項の総会及び理事会の開催について、以下改定を行う。

規約 改定案抜粋(下線部を改定、追記する)

旧
<p>(開催)</p> <p>第 23 条 通常総会は、各事業年度 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p>
新
<p>(開催)</p> <p>第 23 条 通常総会は、各事業年度 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p> <p><u>3 前各項による通常総会、臨時総会は、電磁的方法(電子メール)により開催することができるものとし、電磁的方法による場合の開催、定足数、議決等詳細については別に定める。(は)</u></p>
旧
<p>(開催)</p> <p>第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p>
新
<p>(開催)</p> <p>第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。<u>なお、電磁的方法(電子メール)により開催することができるものとし、電磁的方法による場合の開催、定足数、議決等詳細については別に定める。(は)</u></p>

**規約変更理由等：**

- ・ 一般社団、財団法人法第96条、NPO法、等での「決議の省略」(書面、または電磁的記録による同意の意思表示、及び監事が意義を述べないときに限り提案を可決する旨の決議があったものとみなす)について、DAAS規約に示すこととする。
- ・ その実施方法については規程に示す。

※尚、本件については、DAASの運用に沿った文言の作成を司法書士の方に確認を受けております。本運営委員会後、文言変更の指示等があった場合には総会前にメール審議にて委員への承認を頂く事とします。

—以上—

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 電磁的方法による総会及び理事会に関する規程

(総則)

第 1 条 この規程は、建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム（以下「本会」という）規約第 23 条第 3 項及び規約第 32 条第 1 項の規定による電磁的方法による総会及び理事会の開催、定足数、議決等詳細について定める。

(電磁的方法による総会開催から終了までの手順)

第 2 条 電磁的方法による総会開催から終了までの手順は、以下各号の順序による。

- 一 理事長（規約第 15 条第 2 項による職務代行の場合は副理事長。以下同じ。）から会員へ発する総会開始通知
- 二 電磁的方法による会員の議決権の行使等
- 三 総会定足数、議決の確認
- 四 理事長による会員への総会終了通知

(理事長から会員へ発する総会開始通知)

第 3 条 電磁的方法による会員への総会開始通知は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものである。

- 2 理事長から会員に発する総会開始通知にかかる電子メールには、以下各号を含めるものとする。
  - 一 総会開始通知である旨の記載
  - 二 理事長名
  - 三 会員による議決権行使期限日時の指定
  - 四 会員による議決権行使の方法
  - 五 議題等及びその関連資料（関連資料は電子メールに電子ファイル（会員の電子計算機で閲覧又は編集が可能な形式に限る。）を添付する形式とすることができる。以下同じ。）
  - 六 その他、電磁的方法により総会を開催するにあたり必要な事項
- 3 前項第三号による議決権行使期限日時は、あらかじめ予想される会員への電子メール到着日時を起点として、7 日目以降としなければならない、これをもって規約第 24 条第 3 項に規定する通知をしたものとみなす。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 4 会員から、電子メールによる総会開始通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該会員に対する総会開始通知は書面を発してするものとする。
- 5 理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて発した電子メールによる総会開始通知が 2 回連続して会員に着信しない場合には、第 3 項により設定される議決権行使期限日時を起点とし、さらに 7 日間を経過した日時まで、議決権は留保されるものとする。ただし、会員が故意に電子メールを着信できない状態にした場合はこの限りでない。

(電磁的方法による会員の議決権の行使等)

第4条 会員は、電磁的方法による総会において、第3条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について電子メールにより議決権を行使しようとする場合は、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

2 会員は、第3条第2項によりあらかじめ通知のあった事項について疑義あるときは、意見書を添え、理事長の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発して提出することができる。

3 会員は、規約第22条(2)又は(3)に関する事項について、電磁的方法により議決権を行使してはならない。

(電磁的方法による総会定足数及び議決の扱い)

第5条 電磁的方法による総会定足数は、第3条の方法により理事長から発せられる会員への電子メールの到着をもって、当該会員は総会に出席したものとみなす。

2 電磁的方法による総会の議決は、規約第27条を準用する。

3 規約第25条に規定する総会の議長は、理事長が立候補し、選出されたものとみなす。

(理事長による組合員への総会終了通知)

第6条 電磁的方法による会員への総会終了通知は、理事長から会員の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発してするものとし、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したものとする。

2 総会終了通知を発出する日時は、第3条第3項により指定した議決権行使期限日時を起点とし、さらに7日間を経過した日時以降とする。

3 理事長から会員に発する総会終了通知にかかる電子メールには、以下各号を含めるものとする。

一 総会終了通知である旨の記載

二 理事長名

三 総会付議事項に係る議決結果

四 第4条第2項により会員から提出された意見書の取扱い結果

五 その他、議決結果を通知するにあたり必要な事項及びその関連資料

(電磁的方法による理事会への準用)

第7条 電磁的方法による理事会には、第2条から第6条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成29年7月21日より施行する。

以上

## 議案5 会費規程変更について

### 資料9 会費規程改訂(案)



## 議案5 会費額の変更(案)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程(以下、「会費等規程」という)を改定し、役員に選任された企業会員の会費額を変更する。

会費等規程 改定案抜粋(下線部を改定、削除する)

旧
(会費等及び入会金の額) 第1条 会費等の額は、次のとおりとする。 (1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める1口あたりの額を1口以上とする。 <u>ただし、役員に選任された企業会員は2口以上とする。</u>
新
(会費等及び入会金の額) 第1条 会費等の額は、次のとおりとする。 (1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める1口あたりの額を1口以上とする。

会費等の額、変更理由等:

・運営委員会、企画運営部会において収支シミュレーションを実施。補助金事業等の活用も含めることで、単年度内収支が黒字の範囲において、企業会員の役員の会費変更が可能と判断

—以上—



# 報 告

資料10 会員名簿変更について

資料11 規約第7条第4項に基づく指定代表者の  
変更について



建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
会員名簿

(順不同 敬称略)

榎 文彦 (建築家)  
 隈 研吾 (建築家)  
 六角 鬼丈 (建築家)  
 難波 和彦 (建築家)  
 古谷 誠章 (建築家)  
 竺 覚暁 (金沢工業大学教授 金沢工業大学建築アーカイブス研究所所長)  
 古谷 誠章 (一般社団法人 日本建築学会 会長)  
 三井所 清典 (公益社団法人 日本建築士会連合会 会長)  
 大内 達史 (一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長)  
 六鹿 正治 (公益社団法人 日本建築家協会 会長)  
 押味 至一 (一般社団法人 日本建設業連合会 副会長)  
 和田 勇 (一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長)  
 橋本 公博 (一般財団法人 日本建築センター 理事長)  
 井上 俊之 (一般財団法人 ベターリビング 理事長)  
 吉田 信之 (株式会社 新建築社 代表取締役)  
 清水 琢三 (五洋建設株式会社 代表取締役社長)  
 山口 俊男 (株式会社 奥村組 取締役専務執行役員)  
 千鳥 義典 (株式会社 日本設計 取締役 社長)  
 成川 哲夫 (新日鉄興和不動産株式会社 取締役相談役)  
 平川 信也 (前田建設工業株式会社 執行役員 建築事業本部)  
 栗山 茂樹 (清水建設株式会社 専務執行役員)  
 内山 和哉 (積水ハウス株式会社 常務執行役員 東京支社長)  
 河野 晴彦 (大成建設株式会社 常務執行役員 設計本部長)  
 菅 順二 (株式会社 竹中工務店 執行役員 設計本部長)  
 亀井 忠夫 (株式会社 日建設計 代表取締役社長)  
 山本 朋生 (株式会社 大林組 執行役員設計本部長)  
 尾崎 勝 (鹿島建設株式会社 専務執行役員 建築設計本部長)  
 副島 伸一 (住友不動産株式会社東京東ビル事業部長)  
 田中 孝典 (株式会社 山下設計 代表取締役社長)  
 大堀 正博 (三井不動産株式会社 建設企画部長)  
 碓氷 辰男 (東京建物株式会社 常務取締役)  
 村井 純 (慶應義塾大学 環境情報学部長)  
 西生 一次 (株式会社 日建学院 代表取締役社長)  
 南川 陽信 (大和ハウス工業株式会社 執行役員 技術本部住宅系設計推進部長)  
 森高 英夫 (一般社団法人 日本建築構造技術者協会 会長)  
 浅野 宏 (公益財団法人 建築技術教育普及センター 理事長)  
 野部 達夫 (一般社団法人 建築設備技術者協会 会長)

2017年6月改訂



## 建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム（DAAS）法人会員指定代表者変更

（建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム規約 第7条第4項 関係）

（敬称略）

## ■ 団体会員

公益社団法人 日本建築家協会

〈変更前〉 芦原 太郎（会長）

〈変更後〉 六鹿 正治（会長）

一般財団法人 日本建築センター

〈変更前〉 松野 仁（理事長）

〈変更後〉 橋本 公博（理事長）

一般社団法人 日本建設業連合会

〈変更前〉 山内 隆司（副会長）

〈変更後〉 押味 至一（副会長）

一般社団法人 日本建築学会

〈変更前〉 中島 正愛（会長）

〈変更後〉 古谷 誠章（会長）

一般社団法人 建築設備技術者協会

〈変更前〉 田辺 新一（会長）

〈変更後〉 野部 達夫（会長）

## ■ 企業会員

大成建設株式会社

〈変更前〉 河野 晴彦（執行役員 設計本部長）

〈変更後〉 河野 晴彦（常務執行役員 設計本部長）

株式会社大林組

〈変更前〉 小林 照雄（常務執行役員 設計本部長）

〈変更後〉 山本 朋生（執行役員 設計本部長）

積水ハウス株式会社

〈変更前〉 平林 文明（取締役専務執行役員 東京支社長）

〈変更後〉 内山 和哉（常務執行役員 東京支社長）

株式会社日本設計

〈変更前〉 六鹿 正治（取締役会長）

〈変更後〉 千鳥 義典（取締役社長）

三井不動産株式会社

〈変更前〉 大江 功一（建設企画部長）

〈変更後〉 大堀 正博（建設企画部長）

2017年7月付